

国民年金の加入手続きと保険料

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に必ず加入しなければなりません。加入する人は、下記の3種類に分けられます。

第1号被保険者

厚生年金に加入していない次の人です。

- ① 自営業者、農林漁業者などとその配偶者
- ② 学生
- ③ 厚生年金に加入していない事業所に勤めている人とその配偶者、無職の人など



※希望により加入できる人（任意加入制度）

次の人は、申出により加入することができます（加入後は第1号被保険者となります）。

- ① 60歳以上65歳未満で、受給資格を満たしていない人や、満額となる40年に満たないため年金額を増やしたい人
- ② 国外に居住している20歳以上65歳未満の日本国民
- ③ 65歳以上70歳未満で、受給資格期間が足りず老齢基礎年金を受給できない人（昭和40年4月1日以前に生まれた人に限り、受給資格期間を満たすまで）

保険料の額

定額保険料	1か月	17,510円
付加保険料	1か月	400円

※付加保険料：定額保険料に400円を上積みして納めることで、受給する老齢基礎年金の年額に「200円×付加保険料納付月数」が上乘せされます（農業者年金加入者は強制加入）。申し込んだ月分から納付することができます。付加保険料の納付を希望する場合は、申出書の提出が必要です。なお、国民年金基金と同時に加入することはできません。また、iDeCoに加入している人が付加保険料を申し込む場合、上限額があるので注意が必要です。

保険料の納め方

●納付書で納付する

日本年金機構から送付される納付書により金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア・一部のスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納付することができます。



●口座振替で納付する

金融機関・ゆうちょ銀行の預貯金口座から自動的に引き落として納付することができます。

【手続きできる場所】 帯広年金事務所、金融機関、ゆうちょ銀行

【手続きに必要なもの】 年金手帳または基礎年金番号通知書、預貯金通帳、口座お届け印

●クレジットカードで納付する

保険料をカード会社が立替払いし、カード会社からカード会員の方に請求する方法です。

【手続きできる場所】 帯広年金事務所

【手続きに必要なもの】 年金手帳または基礎年金番号通知書、クレジットカード

●ねんきんネットで納付する

お手元に納付書がなくてもねんきんネットからインターネットバンキング等を利用してPay-easy（ペイジー）納付ができます。

※利用方法は日本年金機構HPをご確認ください。

保険料の前納制度

保険料を前払いすると割引される前納制度があります。

○割引額

	納付方法	年間の納付保険料	毎月納付(納付書)と比較した割引額
口座振替	2年前納(4月分～翌々年3月分)	408,150円 (令和7年度分～8年度分)	17,010円
	1年前納(4月分～翌年3月分)	205,720円	4,400円
	6か月前納(4月～9月分・10月分～翌年3月分)	207,740円	2,380円
	当月末振替(早割)	209,400円	720円
	翌月末振替	210,120円	—
納付書・ クレジットカード	2年前納(4月分～翌々年3月分)	409,490円 (令和7年度分～8年度分)	15,670円
	1年前納(4月分～翌年3月分)	206,390円	3,730円
	6か月前納(4月～9月分・10月分～翌年3月分)	208,420円	1,700円
	毎月納付	210,120円	—

○口座振替・クレジットカード納付の申込

前納の種類	申込期限
2年前納(4月分～翌々年3月分)	2月末日
1年前納(4月分～翌年3月分)	2月末日
6か月前納 ・4月分～9月分 ・10月分～翌年3月分	2月末日 8月末日

○納付書(現金)の支払期限

前納の種類	支払期限
2年前納(4月分～翌々年3月分)	4月末日
1年前納(4月分～翌年3月分)	4月末日
6か月前納 ・4月分～9月分 ・10月分～翌年3月分	4月末日 10月末日

○上記以外の口座振替・クレジットカード納付の方法として、任意の月分から当年度末または翌年度末までの分を前納することも可能です。

○納付書を使用して前納する場合は、任意の月分から当年度末または翌年度末までの分を前納することも可能です。

※前納制度についての詳細は、常広年金事務所へお問い合わせください。

手続きに必要なもの

- ・退職した日付や配偶者の扶養から抜けた日付がわかるもの
(社会保険の資格喪失証明書、離職票、退職辞令など)

※7ページ「手続きに必要なもの」についてもあわせてご確認ください。

第2号被保険者

厚生年金に加入している人です。

第2号被保険者の方は、給料から保険料が天引きされます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者です。

第3号被保険者である期間は、第1号被保険者期間と異なり、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

